

大情審答申第 226 号
平成 20 年 11 月 17 日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 川崎 裕子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 18 年 6 月 26 日付け大健福第 1592 号をもって諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 18 年 5 月 8 日付け大健福第 570 号により行った不存続による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、平成 18 年 4 月 24 日に、「仮称阿倍野学園に関して H. 12 年度以降現在までの担当者異動に関して担当者名とおのおのの引継ぎ書類」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公開請求に対する決定

実施機関は、本件請求に係る文書を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、平成 18 年 5 月 8 日付け大健福第 570 号により不存続による非公開決定を行った。

記

「請求にかかる公文書については、一般的に作成または取得しておらず、保有していないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 18 年 5 月 17 日、本件決定を不服として、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

なお、実施機関は、本件請求に対して、本件決定を行うとともに、平成 12 年度から平成 18 年度までの仮称阿倍野学園の担当者、すなわち担当課長 2 名の姓と補職名を記載した資料による情報提供を行っており、この情

報提供を受けた異議申立人は、平成 20 年 1 月 23 日付けで、本件請求のうち「担当者名と」の部分についての異議申立てを取り下げている。

したがって、本件は、「仮称阿倍野学園に関してH. 12 年度以降現在までの担当者異動に関しておのおのの引継ぎ書類」（以下「本件文書」という。）の不存在を理由とした非公開決定についての異議申立てであると認められる。

第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 職員は担当業務について、文書又は口頭によりその内容を明らかにし、速やかに後任者又は所属長の指定する者に引継がなければならないとされており、その事務に支障がないよう、事務引継ぎを行っている。事務引継ぎの手法は、その内容により、さまざまである。
- 2 当該施設整備に関する担当者間の事務引継ぎについては、当該施設整備について一部地域住民の反対により未だ目処が立っていない状況にあったこと、また当該施設整備については担当課において懸案事項にもなっていたところであり、担当者のみでしかその内容を把握していないような業務ではなかったため、業務に係る文書以外に引継書類に基づき、確実に引き継がなければ今後の業務に影響を及ぼすようなものではなかった。
- 3 したがって、引継書類を作成することはなく、担当課で保有する知的障害者施設整備関係書類等により、その経過等について把握でき、不明な点や疑義がある場合についても、担当者間で電話連絡などにより随時、連絡を取り合うことにより十分な確認を行ってきたものである。
- 4 異議申立人は「大阪市の引継ぎが十分でない。」と主張するが、引継書類としては存在しないものであり、本市としては、その都度、当該施設整備に係る計画当初からそれぞれの時点までの経過など、施設整備を円滑に進めるために十分な引継ぎが行われてきたと考えている。

第 4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 この 10 年余り、大阪市は約 2 年ごとの人事異動で担当者が入れ替わってきた。その間、住民はずっと同じことを大阪市に問いかけてきたが、担当者が替わるたびに、前任者に説明したこと、質問したことが引き継がれておらず、話が振り出しにもどることに落胆してきた。住民が真剣に問いかけた生の声は何一つ生かされていないことはもどかしく、怒りさえ感じている。市職員の仕事はおろそかで、住民を無視したものである。

そこで、引継ぎがどのように行われているのか確認したいと思い、引継書類の情報公開を求めたが、そのようなものは作成していないということであった。

- 2 仮称阿倍野学園建設計画の公文書情報公開に関して、同じ地域住民の

特定個人が3回にわたって異議申立てを行った。それらの意見書のなかでも述べているとおり、仮称阿倍野学園建設計画は、10年もの歳月をかけて、多くの虚偽や隠蔽事項を抱えていながら、地域住民を訴えてまで遂行しなければならなかった、大阪市にとって非常に重要な案件であったことは明白である。そのような事案でも担当者の引継ぎは電話連絡程度でしか行わないのか、あるいは引継書類を残すと差し障りの事案であったのか、またあるいは文書は隠蔽されているのかという様々な疑問がわいてくる。

この特定個人による3回目の異議申立てのなかで、『平成17年10月13日に行われた「仮称阿倍野学園」住民説明会議事概要に記載された“これまでに回答してきた質問内容”のそれぞれの回答』が、不存在による非公開になったことに対する意見が述べられているが、議事概要に記載されている10項目の質問すべては、まさしく計画が発表された10年余り前から住民が大阪市に問いかけてきて、何一つ納得のいく回答をもらっていない事柄そのものである。

住民にどのような回答をしてきたのかの記録が大阪市側にあって、“これまで回答してきた”と市は議事概要に記載した、と確信して公開請求したにもかかわらず、大阪市は、10月13日の説明会が混乱してどのような回答をしたか記録できなかったという、見当はずれのことを説明書で述べていた。

しかし、この10年余りに次々と担当者が入れ替わりながら、電話連絡等だけで、あのような正確な質問内容が引き継がれてきたとはとても思えない。引継書類あるいはメモが存在すると考えるのが妥当と考える。

- 3 大阪市の公文書管理規則第7条関係別表によると、「課長その他これに準ずる者の事務引継書」の保存期限は5年となっている。大阪市は「当該施設整備については担当課の懸案事項になっていた。」と説明しているため、担当課長の引継書類は存在すると考えている。

平成18年4月24日に公開請求を行い、平成12年度以降現在までの引継書類を求めたが、保存期限が5年なら、少なくとも平成14年度から平成17年度内である平成18年3月までの書類が保管されているはずである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

大阪市情報公開条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件文書について、不存在を理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件決定を取り消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書の不存在を理由とした非公開決定の妥当性である。

3 本件文書の存否について

- (1) 実施機関の説明によれば、職員はその事務に支障が生じないように、担当業務の引継ぎを行っており、引継ぎの手法は、業務の内容により、様々であるとのことである。

特に、本件の仮称阿倍野学園の施設整備に関しては、一部地域住民の反対により未だ目処が立っていない状況にあり、担当課全体の懸案事項になっていたことから、担当課長だけでなく他の担当課職員もその内容を十分に把握しており、担当課で保有している知的障害者施設整備関係書類等によって、仮称阿倍野学園に係る経過等を把握することが十分可能であったため、担当課長の人事異動に際しては、担当課で当時保有していた書類を用いながら、口頭による簡便な引継ぎを行っていたと述べている。

- (2) 当審査会で、実施機関における担当業務の引継ぎの方法について確認したところ、大阪市職員就業規則(平成4年4月1日大阪市規則第16号)の第18条では、「職員は、退職し、休職し、又は転任する場合においては、その担当事務について、文書又は口頭によりその内容を明らかにし、速やかに後任者又は所属長の指定する者に引き継がなければならない。」と規定しており、文書による引継ぎだけでなく、口頭による引継ぎについても実施機関において認知されている、と認められる。

- (3) これに対して、異議申立人は、前記「第4 異議申立人の主張」に記載のとおり、実施機関が作成した、平成17年10月13日実施の仮称阿倍野学園住民説明会の内容を取りまとめた議事概要には、10年余り前から住民が大阪市に問いかけてきた質問内容が正確に記載されていることなどから、担当課長間での引継書類等が存在するはずであると主張している。

- (4) 実施機関に確認したところ、仮称阿倍野学園の施設整備については、平成12年度から平成17年度までは、健康福祉局障害者施策部障害施設課と同局健康推進部健康づくり推進課が共同で担当していたが、このうち平成12年度から平成16年度までの人事異動では、担当課長2名のうち少なくとも1名は残留していたとのことであり、また平成17年度当初の人事異動では、担当課長2名が同時に異動したが、両課の課長代理2名は残留していたとのことであった。

また、平成18年度からは同局障害者施策部障害施設課長と同部施設運営企画担当課長が担当しており、同年度当初の人事異動では、担当課長2名が同時に異動したが、施設運営企画担当課長には障害施設課の課長代理が昇任し就任したとのことであった。

実施機関によれば、このような人事異動であったため、仮称阿倍野学園の施設整備については、それまでの経過を把握していた職員が担当課内に常に残留しており、不明な点や疑義がある場合も、電話連絡などにより随時連絡を取り合い、確認できていたため、課長間の引継書類を作成しなくても、業務に支障が生じることがなかったとのことである。

- (5) 当審査会においても、実施機関が担当業務において使用したとしている知的障害者施設整備関係書類等を確認したところ、住民説明会の議事概要、ビラ、チラシなどの資料が保管されており、仮称阿倍野学園に係る経過等を把握することが可能な内容であることが認められた。

さらに平成12年度から平成18年度まで仮称阿倍野学園の施設整備を担当していた担当課長に対して、人事異動時の担当業務の引継方法について確認したところ、いずれの担当課長からの回答も、口頭による引継ぎを行っており、引継書類を作成、取得したことはないとのことであった。

以上の点を踏まえると、仮称阿倍野学園に係る担当業務の引継ぎは口頭により行っており、本件文書は存在しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

- (6) なお、平成12年度から平成18年度まで仮称阿倍野学園の施設整備を担当していた実施機関の担当課長が、平成18年3月31日まで適用されていた旧公文書管理規則の第7条の別表に規定にする事務引継書類を作成し、担当事務の引継ぎを行っていた場合は、異議申立人が主張するように、当該事務引継書類は、保存期間5年の公文書に該当することになる。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 川崎裕子、委員 阿多博文、委員 松本和彦、委員 野呂充